

生駒市条例第 1 号

生駒市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市監査委員条例の一部を改正する条例

生駒市監査委員条例（平成 3 年 7 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を第 15 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（健全化判断比率又は資金不足比率の審査）

第 11 条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類又は同法第 22 条第 1 項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたときは、その日から 60 日以内に意見を付けて市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。